公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン 評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン(以下「本財団」という。)定款第17条第1項の規定に基づき、評議員に対する報酬等を明らかにすることを目的とする。

(評用語の定義)

- 第2条 本規程における評議員とは、定款第12条で定める評議員をいう。
- 2 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。 ただし、報酬等には、定款第17条第2項に定める費用を含まないものとする。

(報酬の額)

第3条 評議員は、無報酬とし、前条第2項に定めるとおり如何なる報酬等も支給しない。

(公表)

第4条 本財団は、法令の定めにより本規程を公表する。

(本規程の改廃)

第5条 本規程は、評議員会の決議を経て改廃することができる。

附則

本規程は、公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパンの設立の登記の日から施行する。